

志太榛原地域豪雨災害減災協議会規約の改正について

新 旧 対 照 表

改正前	改正案	改正理由等
志太榛原地域豪雨災害減災協議会規約 (名称) 第1条 本会の名称は、志太榛原地域豪雨災害減災協議会（以下「協議会」という。）と称する。 (目的) 第2条 協議会は、昨今の豪雨の激化による甚大な水害の頻発を踏まえ、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、関係市町と国、県等が連携・協力して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進し社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。 (協議会の構成) 第3条 協議会は、別表－1の職にある者をもって構成する。 2 協議会の招集、進行及び運営は事務局が行う。 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて構成員以外の者の参加を要請し、意見を求めることができる。 (幹事会の構成) 第4条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置く。 2 幹事会は、別表－2の職にある者をもって構成する。 3 幹事会の招集、進行及び運営は事務局が行う。 4 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて構成員以外の者の参加を要請し、意見を求めることができる。 (協議会の実施事項) 第5条 協議会において実施する事項は、次の各号に掲げる事項とする。 ① 現況の水害リスク情報と減災に係る取組状況の共有 ② 減災目標の共有と目標達成に向けて各構成員が取り組む事項をまとめた「取組方針」の作成・共有 ③ 「取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ ④ その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項 (会議の公開) 第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開とみなす。 (協議会資料等の公表) 第7条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表が適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。	志太榛原地域豪雨災害減災協議会規約 (名称) 第1条 本会の名称は、志太榛原地域豪雨災害減災協議会（以下「協議会」という。）と称する。 (目的) 第2条 協議会は、昨今の豪雨の激化による甚大な水害の頻発を踏まえ、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、関係市町と国、県等が連携・協力して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進し社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。 (協議会の構成) 第3条 協議会は、別表－1の職にある者をもって構成する。 2 協議会の招集、進行及び運営は事務局が行う。 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて構成員以外の者の参加を要請し、意見を求めることができる。 (幹事会の構成) 第4条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置く。 2 幹事会は、別表－2の職にある者をもって構成する。 3 幹事会の招集、進行及び運営は事務局が行う。 4 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて構成員以外の者の参加を要請し、意見を求めることができる。 (協議会の実施事項) 第5条 協議会において実施する事項は、次の各号に掲げる事項とする。 一 現況の水害リスク情報と減災に係る取組状況の共有 二 減災目標の共有と目標達成に向けて各構成員が取り組む事項をまとめた「取組方針」の作成・共有 三 「取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項 (会議の公開) 第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開とみなす。 (協議会資料等の公表) 第7条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表が適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。	・字句修正 〃 〃 〃 ・字句修正

改正前	改正案	改正理由等																																																						
(事務局) 第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。 2 事務局は、静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課、静岡県交通基盤部河川砂防局土木防災課、静岡県島田土木事務所、静岡県危機管理部危機対策課、静岡県中部危機管理局が務める。 3 代表事務局は、静岡県島田土木事務所が務める。 (雑則) 第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。 (附則) 本規約は平成29年2月13日から施行する。 別表－1 豪雨災害減災協議会 構成員 <table><tr><th>関係機関名</th><th>役職名</th></tr><tr><td>島田市</td><td>市長</td></tr><tr><td>焼津市</td><td>市長</td></tr><tr><td>藤枝市</td><td>市長</td></tr><tr><td>牧之原市</td><td>市長</td></tr><tr><td>吉田町</td><td>町長</td></tr><tr><td>川根本町</td><td>町長</td></tr><tr><td>気象庁 静岡地方気象台</td><td>台長</td></tr><tr><td>国土交通省 中部地方整備局 静岡河川事務所</td><td>所長</td></tr><tr><td>静岡県 危機管理部</td><td>理事（防災対策担当）</td></tr><tr><td>静岡県 中部危機管理局</td><td>局長</td></tr><tr><td>静岡県 交通基盤部 河川砂防局</td><td>局長</td></tr><tr><td>静岡県 島田土木事務所</td><td>所長</td></tr></table>	関係機関名	役職名	島田市	市長	焼津市	市長	藤枝市	市長	牧之原市	市長	吉田町	町長	川根本町	町長	気象庁 静岡地方気象台	台長	国土交通省 中部地方整備局 静岡河川事務所	所長	静岡県 危機管理部	理事（防災対策担当）	静岡県 中部危機管理局	局長	静岡県 交通基盤部 河川砂防局	局長	静岡県 島田土木事務所	所長	(事務局) 第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。 2 事務局は、静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課、静岡県交通基盤部河川砂防局土木防災課、静岡県島田土木事務所、静岡県危機管理部危機対策課、静岡県中部危機管理局が務める。 3 代表事務局は、静岡県島田土木事務所が務める。 (雑則) 第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。 (附則) 本規約は、平成29年2月13日から施行する。 (附則) 本改正は、平成 年 月 日から施行する。 別表－1 豪雨災害減災協議会 構成員 <table><tr><th>関係機関名</th><th>役職名</th></tr><tr><td>島田市</td><td>市長</td></tr><tr><td>焼津市</td><td>市長</td></tr><tr><td>藤枝市</td><td>市長</td></tr><tr><td>牧之原市</td><td>市長</td></tr><tr><td>吉田町</td><td>町長</td></tr><tr><td>川根本町</td><td>町長</td></tr><tr><td>気象庁 静岡地方気象台</td><td>台長</td></tr><tr><td>国土交通省 中部地方整備局 静岡河川事務所</td><td>所長</td></tr><tr><td>国土交通省 中部地方整備局 長島ダム管理所</td><td>所長</td></tr><tr><td>静岡県 危機管理部</td><td>理事（防災対策担当）</td></tr><tr><td>静岡県 中部危機管理局</td><td>局長</td></tr><tr><td>静岡県 交通基盤部 河川砂防局</td><td>局長</td></tr><tr><td>静岡県 島田土木事務所</td><td>所長</td></tr></table>	関係機関名	役職名	島田市	市長	焼津市	市長	藤枝市	市長	牧之原市	市長	吉田町	町長	川根本町	町長	気象庁 静岡地方気象台	台長	国土交通省 中部地方整備局 静岡河川事務所	所長	国土交通省 中部地方整備局 長島ダム管理所	所長	静岡県 危機管理部	理事（防災対策担当）	静岡県 中部危機管理局	局長	静岡県 交通基盤部 河川砂防局	局長	静岡県 島田土木事務所	所長	・ 句読点追加 ・ 改正日追加 ・ 構成員追加
関係機関名	役職名																																																							
島田市	市長																																																							
焼津市	市長																																																							
藤枝市	市長																																																							
牧之原市	市長																																																							
吉田町	町長																																																							
川根本町	町長																																																							
気象庁 静岡地方気象台	台長																																																							
国土交通省 中部地方整備局 静岡河川事務所	所長																																																							
静岡県 危機管理部	理事（防災対策担当）																																																							
静岡県 中部危機管理局	局長																																																							
静岡県 交通基盤部 河川砂防局	局長																																																							
静岡県 島田土木事務所	所長																																																							
関係機関名	役職名																																																							
島田市	市長																																																							
焼津市	市長																																																							
藤枝市	市長																																																							
牧之原市	市長																																																							
吉田町	町長																																																							
川根本町	町長																																																							
気象庁 静岡地方気象台	台長																																																							
国土交通省 中部地方整備局 静岡河川事務所	所長																																																							
国土交通省 中部地方整備局 長島ダム管理所	所長																																																							
静岡県 危機管理部	理事（防災対策担当）																																																							
静岡県 中部危機管理局	局長																																																							
静岡県 交通基盤部 河川砂防局	局長																																																							
静岡県 島田土木事務所	所長																																																							

改正前		改正案		改正理由等
別紙－２ 豪雨災害減災協議会幹事会 構成員		別表－２ 豪雨災害減災協議会幹事会 構成員		・ 字句修正

なお、改正に係る部分は下線の引かれた部分である。